

松阪市立小中学校の活性化について

●活性化に関する基本的な考え方 (平成27年 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」)

- ・義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる。
- ・小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っている。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っている。このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれる。

●今後の流れ (現時点で既に複式学級を有する学校を中心に)

①今後の進め方について保護者・地域住民に説明

- ・松阪市PTA連合会会長会議への出席(4月13日)
- ・学校運営協議会、PTA役員会等への出席(適宜)
- ・学校だより、自治会回覧、市ホームページ等の活用

②保護者・地域関係者との協議・検討

- ・学校運営協議会、PTA役員会等への参画(適宜)
- ・熟議への参画(適宜)

③検討内容について保護者・地域住民に説明

- ・住民説明会の開催(秋頃~予定)

④学校活性化準備会(仮称)及び部会の設置 (※必要に応じて)

(構成例)



学校運営協議会とは

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。(=コミュニティ・スクール)

学校運営協議会の役割

- ・保護者や地域住民が学校運営に参画
- ・学校の課題等について協議
- ・保護者や地域住民の当事者意識や参画意識の向上

熟議の役割

多くの当事者(保護者、教員、地域住民等)が集まって、課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、お互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、個々人が納得して自分の役割を果たすようになる。